

高岡市議会 3 月定例会提出議案について

1 件数

- ・ 初日提案（3 月 1 日）43 件（予算10件、条例20件、その他10件、報告 3 件）
- ・ 追加提案（3 月 4 日）8 件（予算 8 件）
- ・ 追加提案（3 月26日）26 件（人事26件）

2 議案の概要（予算議案を除く。）

(1) 条例（20 件）

1 高岡市監査委員条例等の一部を改正する条例

「高岡市監査委員条例の一部改正」

「高岡市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正」

「高岡市上下水道事業の設置等に関する条例の一部改正」

【監査委員事務局】 【総務課】 【上下水道局総務課】

(趣旨・内容)

地方自治法の改正に伴い、引用条項を整理するもの

- ・ 施行期日 令和 6 年 4 月 1 日

2 高岡市事務分掌条例の一部を改正する条例

【人事課】

(趣旨・内容)

地域の自主的な活動や課題解決の取り組みを下支えするため、組織体制を見直すことに伴い、生活環境文化部の分掌事務に関する規定を改正するもの

- ・ 生活環境文化部の分掌事務のうち、以下の規定を改正

現 行：地域振興及び市民共創に関する事項

改正後：地域振興及び地域支援に関する事項

- ・ 施行期日 令和 6 年 4 月 1 日

3 高岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

【情報政策課】

(趣旨・内容)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、規定の整理を行うもの

- ・ 施行期日 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の施行の日

4 高岡市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

「高岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正」

「高岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正」

「高岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正」

【人事課】 【上下水道局総務課】

(趣旨・内容)

地方自治法の改正等に伴い、育児休業をしている会計年度任用職員（支給基準日以前 6 か月以内に勤務した期間がある職員に限る。）及び上下水道局の会計年度任用職員への勤勉手当の支給等に関する規定を整備するもの

- ・ 施行期日 令和 6 年 4 月 1 日

5 高岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

【人事課】

(趣旨・内容)

災害時の応急対策、復旧等のため、災害対策基本法等に基づき国、都道府県、他の市町村等から中長期の職員派遣を受けた場合の災害派遣手当を新設するもの

- ・ 派遣を受けた職員（住所又は居所を離れて本市の区域内に滞在する者）に対し、次の区分に応じて手当を支給（日額）

利用施設の区分 滞在期間	公用の施設又は これに準ずる施設	その他の施設
30 日以内の期間	3,970 円	6,620 円
30 日を超え 60 日以内の期間	3,970 円	5,870 円
60 日を超える期間	3,970 円	5,140 円

- ・ 施行期日 令和 6 年 4 月 1 日

6 高岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

【人事課】

(趣旨)

高岡市民病院等に勤務する医師及び歯科医師、医療技術職員の人材確保のため、医療業務手当の引き上げ等を行うもの

(主な内容)

1 医療業務手当の引き上げ

- (1) 医師及び歯科医師に対する手当 1月 170,000 円以内 → 1月 200,000 円以内
- (2) 薬剤師に対する手当 1日 200 円以内 → 1日 450 円以内

2 医療技術職員(薬剤師、放射線技師、臨床検査技師)の平日輪番日の深夜業務に対する手当の新設

- ・勤務時間に応じて1回2,150円～3,550円を支給

- ・施行期日 令和6年4月1日

7 高岡市手数料条例の一部を改正する条例

【建築政策課】

(趣旨)

建築基準法の改正を踏まえ、建築物の省エネ対策工事等に係る審査手数料について所要の改正を行うもの

(主な内容)

1 住宅等の機械室等の容積率不算入に係る認定

建築審査会の同意が必要な機械室等の容積率の特例（容積率の算定の基礎となる延べ床面積に算入しないこととする特例）に関し、住宅、老人ホーム等に設ける給湯設備の機械室等で一定の基準に適合するものについて、建築審査会の同意を得ずに特定行政庁(市)が認定する制度が創設されたことを踏まえ、当該認定に係る手数料を規定

現 行	改正後（新規追加）	手数料
建築審査会の同意を得て許可	同左	160,000 円 【改正なし】
	一定の基準に適合していれば、建築審査会の同意なく市が認定	27,000 円 【新設】

2 建築物の構造上やむを得ない場合における高さ制限に係る特例許可

第一種低層住居専用地域等や高度地区における高さ制限について、屋根の断熱改修や屋上への再エネ設備の設置等を行う場合の特例許可に係る手数料を規定

現 行	改正後（新規追加）	手数料
第一種低層住居専用地域等や高度地区においては、原則として都市計画に定められた高さ制限を超えてはならない	屋根の断熱改修や屋上への再エネ設備の設置を行う場合、屋外に面する部分の工事により高さ制限を超えることが構造上やむを得ない建築物について、あらかじめ建築審査会の同意を得て、市が特例として許可	160,000円 【新設】

3 一団地の総合的設計制度等の対象行為の拡充

一団地の総合的設計制度等の対象に、大規模の修繕・模様替を追加

現行の対象行為	改正後	手数料
建築（新築、増築、改築、移転）	建築（新築、増築、改築、移転）、 大規模の修繕、大規模の模様替	78,000円～ 【改正なし】

※一団地の総合的設計制度等…建築基準法の各種制限が、原則として敷地単位で適用されるところ、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合には複数の敷地を1つの敷地とみなして、法の制限を適用させるもの

4 接道義務・道路内建築制限の遡及適用の合理化

接道義務や道路内建築制限の既存不適格となっている建築物について、大規模修繕等を行う場合に、これらの規定を遡及適用しないこととする特例の認定に係る手数料を規定

現 行	改正後（新規追加）	手数料
接道義務や道路内建築制限の既存不適格建築物について増改築、大規模修繕等を行う場合、原則現行の規定に適合することが必要	安全性等の確保を前提に、一定の範囲内において現行の規定を遡及適用しないことを市が特例として認定	27,000 円 【新設】

・施行期日 令和6年4月1日

8 高岡市地域公共交通維持活性化基金条例（新規）

【総合交通課】

（趣旨・内容）

持続可能な地域公共交通の実現に向けて、必要な事業の財源に充てるための基金を創設するもの

・施行期日 公布の日

9 高岡市きずな子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例

【子ども・子育て課】

（趣旨・内容）

児童福祉法の改正により、児童発達支援の類型（福祉型、医療型）が一元化されることに伴い、規定を整理するもの

・施行期日 令和6年4月1日

10 高岡市ひとり親家庭等医療費助成条例及び高岡市営住宅条例の一部を改正する条例

【子ども・子育て課】 【建築政策課】

（趣旨・内容）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正に伴い、引用条項を整理するもの

・施行期日 令和6年4月1日

11 高岡市介護保険条例の一部を改正する条例

【高齢介護課】

(趣旨)

第9期介護保険事業計画（令和6年度から令和8年度まで）における第1号被保険者の保険料率の見直しによる保険料の改正を行うほか、市が独自に行う保健福祉事業の追加等を行うもの

(主な内容)

1 保険料（年額）の改定

【現 行】

所得段階	保険料 (円)
老齢福祉年金受給者かつ市民税世帯非課税者、生活保護者及び市民税世帯非課税者（合計所得金額80万円以下）	23,400
市民税世帯非課税者 (合計所得金額80万円超～120万円以下)	39,000
市民税世帯非課税者 (合計所得金額120万円超)	50,600
市民税本人非課税者 (合計所得金額80万円以下)	70,100
市民税本人非課税者 (合計所得金額80万円超)	77,900
市民税課税者 (合計所得金額120万円未満)	89,600
市民税課税者 (合計所得金額120～200万円未満)	97,400
市民税課税者 (合計所得金額200～300万円未満)	116,900
市民税課税者 (合計所得金額300～400万円未満)	136,300
市民税課税者 (合計所得金額400～700万円未満)	140,200
市民税課税者 (合計所得金額700万円以上)	144,100

【改正後】

所得段階	保険料 (円)
老齢福祉年金受給者かつ市民税世帯非課税者、生活保護者及び市民税世帯非課税者（合計所得金額80万円以下）	23,400
市民税世帯非課税者 (合計所得金額80万円超～120万円以下)	39,000
市民税世帯非課税者 (合計所得金額120万円超)	50,600
市民税本人非課税者 (合計所得金額80万円以下)	70,100
市民税本人非課税者 (合計所得金額80万円超)	77,900
市民税課税者 (合計所得金額120万円未満)	89,600
市民税課税者 (合計所得金額120～200万円未満)	97,400
市民税課税者 (合計所得金額200～300万円未満)	116,900
市民税課税者 (合計所得金額300～400万円未満)	136,300
市民税課税者 (合計所得金額400～500万円未満)	144,100
市民税課税者 (合計所得金額500～600万円未満)	152,000
市民税課税者 (合計所得金額600～700万円未満)	159,800
市民税課税者 (合計所得金額700万円以上)	167,500

→

2 保健福祉事業の追加等

(1) 双方向見守り・避難情報等配信サービスの追加

スマートフォンを所持していない高齢者向けに、家族等と双方向でのコミュニケーションが可能な見守りサービス及び避難情報等の配信サービスを実施するもの

(2) 事業名称の変更

第9期介護保険事業計画において、以下の事業について名称の見直しを行ったことに伴い、事業名称を変更するもの

現 行		改正後
<u>老人</u> 福祉電話運営事業	→	福祉電話運営事業
<u>高齢者</u> おむつ等支給事業		おむつ等支給事業
<u>高齢者</u> 住宅改善資金助成事業		住宅改善資金助成事業
<u>高齢者</u> 福祉車両タクシー助成事業		福祉車両タクシー助成事業
認知症 <u>高齢者等</u> 個人賠償責任保険事業		認知症個人賠償責任保険事業

※利用対象者に変更なし

- ・ 施行期日 令和6年4月1日

12 高岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例

「高岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正」

「高岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正」

「高岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正」

「高岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部改正」

【高齢介護課】

(趣旨)

国において、3年に一度、介護報酬の改定と合わせて行われている介護サービスの人員、運営及び設備基準の関係省令の改正に伴い、指定居宅介護支援等、指定介護予防支援等、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの各基準について所要の改正を行うもの

(主な内容)

1 全事業・サービス共通事項

(1) 「書面掲示」規制の見直し

事業所内での書面掲示を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、書面掲示に加えて原則ウェブサイトに掲載することを義務付け

(2) 管理者の兼務範囲の明確化

事業所の効率的な運営等の観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化

(3) 身体的拘束等の適正化の推進

- ・多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の設置、指針の整備、研修の実施）を義務付け
- ・利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないことを規定

2 指定居宅介護支援・介護予防支援関係

(1) 指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリング

ケアプランの実施状況の把握（モニタリング）について、テレビ電話装置等を用いたモニタリングを行うことを可能とする

現 行：少なくとも月1回（介護予防の場合は3月に1回）利用者の居宅を訪問して面接することが必要

改正後：毎月の訪問を原則とし、少なくとも2月に1回（介護予防の場合は6月に1回）利用者の居宅を訪問して面接し、訪問しない月はテレビ電話装置等を活用してモニタリングを行うことも可能

(2) ケアマネジャー1人当たりの取扱件数

指定居宅介護支援事業所ごとに1以上の員数の常勤ケアマネジャーを置くことが必要となる人員基準について、次のとおり見直し

現 行：利用者の数が35ごとにケアマネジャーを1人配置

改正後：要介護者数と要支援者数に1/3を乗じた数の合計数が44以下であれば必要なケアマネジャーの員数は1とし、44の倍数（44に満たない端数の場合も含む。）ごとに1ずつ増すこととする

(3) 介護予防支援の円滑な実施

指定居宅介護支援事業者が、新たに指定介護予防支援事業者の指定を受けることができることとなったため、指定を受ける場合の人員基準等の規定を整備

3 指定地域密着型サービス、指定地域密着型介護予防サービス関係

(1) 協力医療機関との連携体制の構築

施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携下で適切な対応が行われるよう、協力医療機関を定めることを規定

(2) 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

新興感染症の発生時等に、感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、あらかじめ、医療機関との間で、新興感染症発生時等の対応を取り決めるよう努めることを規定

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置

介護現場の生産性向上の取組を推進する観点から、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付け

・施行期日 令和6年4月1日

13 高岡市民病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

【市民病院総務課】

(趣旨)

条例で規定する診療科名を、一般の方々に理解しやすい名称として院内等で標榜している診療科名に統一するもの

(主な内容)

1 診療科名の改正（標榜している名称に改正）

- ・精神科 → 精神神経科
- ・心臓血管外科 → 胸部・血管外科

2 地方自治法の改正に伴う引用条項の整備

- ・施行期日 令和6年4月1日

14 高岡市SOHO事業者支援オフィス条例の一部を改正する条例

附則「高岡市附属機関に関する条例の一部改正」

【産業企画課】

(趣旨)

小規模オフィスを活用した中小企業者の多様な事業活動を支援するため、これまで創業者等に限定していた SOHO 事業者支援オフィスの利用要件等を見直すもの

(主な内容)

1 利用対象者の要件の見直し

現 行：創業者等（創業者及び新規事業者）のみ

改正後：創業者等に加え、中小企業者であれば利用可能

2 利用要件の見直しに伴う入居期限、使用料の改正

		現 行	改正後
入居 期限	創業者等	原則 5 年（申請により 1 年延長可。更に再延長審査を経ることで最大 10 年まで延長可）	現行どおり
	㊦ 創業者等以外	—	原則 5 年間（申請により 1 年延長可）
使用料	創業者等	39,600 円又は 44,000 円。ただし 7 年目以降の再延長期間は 5 割増（59,400 円又は 66,000 円）	現行どおり
	㊦ 創業者等以外	—	59,400 円又は 66,000 円

※使用料は部屋の面積により異なる。

3 高岡市附属機関に関する条例の改正

入居審査を行う「高岡市創業者支援推進委員会」を「高岡市 SOHO 事業者支援オフィス入居審査委員会」に改正

・施行期日 令和 6 年 4 月 1 日

15 高岡市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

【景観みどり課】

(趣旨・内容)

漁港漁場整備法の改正により、法律の題名が「漁港及び漁場の整備等に関する法律」となることに伴い、引用条文を整理するもの

・施行期日 令和6年4月1日

16 高岡市都市公園条例の一部を改正する条例

【景観みどり課】

(趣旨)

高岡おとぎの森公園魅力向上計画に基づき、Park-PFI（公募設置管理制度）により官民連携で公園の施設整備、管理を行うにあたり、所要の改正を行うもの

※Park-PFI（公募設置管理制度）：飲食施設等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用して、その周辺の園路、広場等の一般の公園利用者の利便の一層の増進に寄与する特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を公募により選定し、都市公園の整備・管理を行うもの

(主な内容)

- 1 森のふれあい館の廃止に伴い、使用料、開館時間、休館日等の規定を削除

※跡地は、特定公園施設として整備（公募により用途が決定）

- 2 新たにこどもの家の一部を貸室とすることに伴い、以下の規定を整備

内容	こどもの家
使用料	・第1研修室 260円～720円 ・第2研修室 330円～900円 ※利用時間帯ごとに設定
開館時間	午前9時～午後10時まで
休館日	火曜日（火曜日が祝日の場合は原則翌日）、12月29日～1月3日

- 3 公募対象公園施設等の使用料を規定

内容	使用料の額
公募対象公園施設（公募により設置する飲食店等）	市が認定した公募の計画に記載された額
利便増進施設（公募により選定された者が占有物件として設置する自転車駐車場、看板・広告塔等）	年間4,400円/㎡

・施行期日 令和6年4月1日

17 高岡市生涯学習センター条例の一部を改正する条例

【生涯学習・スポーツ課】

(趣旨・内容)

生涯学習センターの Wi-Fi 環境整備に伴い、貸出用のモバイル Wi-Fi ルーターの利用料金に関する規定を削除するもの

- ・施行期日 令和6年4月1日

18 高岡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

【消防本部総務課】

(趣旨・内容)

消防団員に対する報酬の支給時期について、次のとおり見直しを行うもの

報酬	現行	改正後
年額報酬	年4期に分けて支給 (6月、9月、12月、3月)	年2期に分けて支給(9月、3月)
出動報酬	毎月支給	

- ・施行期日 令和6年4月1日

19 高岡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

【消防本部総務課】

(趣旨)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、非常勤消防団員及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額について、所要の改正を行うもの

(主な内容)

1 非常勤消防団員の補償基礎額

単位：円

階級	勤続年数		
	10 年未満	10年以上20年未満	20 年以上
団長及び副団長	<u>12,500</u> (12,440)	<u>13,350</u> (13,320)	14,200 (14,200)
分団長及び副分団長	<u>10,800</u> (10,670)	<u>11,650</u> (11,550)	<u>12,500</u> (12,440)
部長、班長及び団員	<u>9,100</u> (8,900)	<u>9,950</u> (9,790)	<u>10,800</u> (10,670)

※ () 内は現行の額

2 消防作業従事者等の補償基礎額の最低額の引上げ

現行：8,900 円 → 改正後：9,100 円

・施行期日 令和6年4月1日

20 高岡市水道事業給水条例及び高岡市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例

【上下水道局総務課】

(趣旨・内容)

水道法の改正により、水道整備・管理行政が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されることに伴い、規定の整理を行うもの

・施行期日 令和6年4月1日

(2) その他 (10 件)

1 工事請負契約の締結について

(高陵中学校区小中一貫校校舎新築及び改修その 1 工事)

【教育総務課】

(趣旨)

高陵中学校区小中一貫校の開校に向けて、校舎の新築及び改修工事（校舎棟及び渡り廊下の新築工事、外構、グラウンド整備）を行うもの

(主な内容)

- ・ 工事名 高陵中学校区小中一貫校校舎新築及び改修その 1 工事
- ・ 契約方法 一般競争入札
- ・ 契約金額 988,900,000円
- ・ 契約の相手方 寺崎・射水・和田高陵中学校区小中一貫校校舎新築及び改修その 1
工事特定建設工事共同企業体
代表者 高岡市中川本町14番18号
寺崎工業株式会社
構成員 高岡市中川本町14番18号
寺崎工業株式会社
高岡市本丸町67番地
射水建設興業株式会社
高岡市出来田14番地
株式会社和田鉄工建設

2 工事請負契約の締結について

(高陵中学校区小中一貫校校舎新築及び改修その2工事)

【教育総務課】

(趣旨)

高陵中学校区小中一貫校の開校に向けて、校舎の新築及び改修工事（昇降口棟の新築工事、校舎内部の改修工事）を行うもの

(主な内容)

- ・ 工事名 高陵中学校区小中一貫校校舎新築及び改修その2工事
- ・ 契約方法 一般競争入札
- ・ 契約金額 400,950,000円
- ・ 契約の相手方 松島・北栄高陵中学校区小中一貫校校舎新築及び改修その2工事特定建設工事共同企業体
代表者 高岡市戸出町三丁目1番72号
松島工業株式会社
構成員 高岡市戸出町三丁目1番72号
松島工業株式会社
高岡市福岡町江尻247番地2
株式会社北栄商会

3 工事請負契約の締結について

(高陵中学校区小中一貫校校舎新築及び改修電気設備工事)

【教育総務課】

(趣旨)

高陵中学校区小中一貫校の開校に向けて、校舎の新築及び改修に伴う電気設備工事を行うもの

(主な内容)

- ・ 工事名 高陵中学校区小中一貫校校舎新築及び改修電気設備工事
- ・ 契約方法 一般競争入札
- ・ 契約金額 275,871,200円
- ・ 契約の相手方 開進堂・朝日高陵中学校区小中一貫校校舎新築及び改修電気設備工事特定建設工事共同企業体
代表者 高岡市問屋町11番地
株式会社開進堂
構成員 高岡市問屋町11番地
株式会社開進堂
高岡市四屋841番地1
朝日電機株式会社

4 工事請負契約の締結について

(高陵中学校区小中一貫校校舎新築及び改修機械設備工事)

【教育総務課】

(趣旨)

高陵中学校区小中一貫校の開校に向けて、校舎の新築及び改修に伴う機械設備工事を
行うもの

(主な内容)

- ・ 工事名 高陵中学校区小中一貫校校舎新築及び改修機械設備工事
- ・ 契約方法 一般競争入札
- ・ 契約金額 426,910,000円
- ・ 契約の相手方 米沢・日光高陵中学校区小中一貫校校舎新築及び改修機械設備工事
特定建設工事共同企業体
代表者 高岡市下伏間江3番地
米沢工業株式会社
構成員 高岡市下伏間江3番地
米沢工業株式会社
高岡市伏木本町22番17号
株式会社日光商事

5 工事請負契約の締結について

(高岡市立西条小学校解体工事)

【教育総務課】

(趣旨)

高岡西部中学校区統合小学校の整備にあたり、西条小学校の解体工事をを行うもの

(主な内容)

- ・ 工事名 高岡市立西条小学校解体工事
- ・ 契約方法 一般競争入札
- ・ 契約金額 420,200,000円
- ・ 契約の相手方 早木・谷口高岡市立西条小学校解体工事特定建設工事共同企業体
代表者 高岡市太田4767番地
株式会社早木工業
構成員 高岡市太田4767番地
株式会社早木工業
高岡市野村1354番地
株式会社谷口

6 工事請負契約の変更について
(下伏間江福田線土留その3工事)

【道路整備課】

(趣旨)

地中連続壁の止水対策に係る追加工事等が必要となったため、契約金額を変更するもの

(主な内容)

- ・ 契約金額 「233,200,000 円」 → 「237,646,200 円」

7 工事請負契約の変更について
(下伏間江福田線土留その4工事)

【道路整備課】

(趣旨)

隣接箇所で実施する鉄道事業者への委託工事との調整により、当初見込んでいなかった作業場所が確保できたため、工事内容を見直し、契約金額を変更するもの

(主な内容)

- ・ 契約金額 「264,000,000 円」 → 「252,058,400 円」

8 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

【企画課】

(趣旨・内容)

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、福岡町小野・沢川及び福岡町五位・栃丘・花尾地域における公共的施設の総合整備計画を策定するもの

- ・ 計画の概要（計画期間：令和6年度～令和10年度）

地域	対象施設	事業費
福岡町小野・沢川	林道整備（能越1号線）	10,000 千円
	水道施設整備（五位配水区）	300,200 千円
福岡町五位・栃丘・花尾	公営バス車両更新（花尾線）	32,401 千円
	林道整備（土屋栃丘線）	5,000 千円
	水道施設整備（五位配水区）	275,684 千円

9 市道路線の認定及び廃止について

【土木維持課】

(趣旨・内容)

道路法の規定に基づき、市道路線を認定及び廃止するもの

- ・認定に係るもの（7路線、延長0.83km）
- ・廃止に係るもの（1路線、延長0.10km）

10 証明書等の交付等に係る事務の相互委託の廃止について

【市民課】

(趣旨・内容)

富山県内15市町村において相互に事務の委託を行い実施している「とやま広域窓口サービス」（県内市町村のどこからでも証明書等の交付が受けられるサービス）について、代替取得手段が確保されている状況を踏まえ、令和5年度末でサービスを終了するもの

交付対象証明書	代替取得手段
戸籍謄本、戸籍抄本	戸籍の広域交付（戸籍謄本のみ。令和6年3月開始予定）、コンビニ交付サービス、郵送請求
住民票の写し	全国広域サービス、コンビニ交付サービス、郵送請求
印鑑登録証明書	コンビニ交付サービス
戸籍附票の写し	コンビニ交付サービス、郵送請求
身分証明書	郵送請求

(3) 報告（3件）

1 専決処分の報告について

（令和5年度高岡市一般会計補正予算（第6号））

（令和6年1月5日専決）

【財政課】 【土木維持課】

(趣旨)

能登半島地震の災害復旧（道路・河川等）及び除雪対策事業について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、予算補正を専決処分したもの

(主な内容)

歳入歳出予算に 500,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 79,200,576 千円とするもの

2 専決処分の報告について

(令和5年度高岡市一般会計補正予算(第7号))

(令和5年度高岡市水道事業会計補正予算(第3号))

(令和5年度高岡市下水道事業会計補正予算(第3号))

(令和6年1月22日専決)

【財政課】

(趣旨)

能登半島地震による被災者への支援、公共施設の復旧等に係る事業及び国の経済対策に伴う低所得世帯向けの物価高騰対応重点支援給付金の支給について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、予算補正を専決処分したもの

(主な内容)

1 一般会計補正予算

歳入歳出予算に1,048,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ80,248,576千円とするもの

2 水道事業会計補正予算

収益的支出に20,000千円を追加し、収益的支出の総額を3,523,485千円とするもの

3 下水道事業会計補正予算

収益的支出に80,000千円を追加し、収益的支出の総額を5,856,596千円とするもの

3 専決処分の報告について

(令和5年度高岡市一般会計補正予算(第8号))

(令和6年2月2日専決)

【財政課】

(趣旨)

能登半島地震による被災者への被災者生活再建特例支援金の支給及び被災住宅等除却支援事業について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、予算補正を専決処分したもの

(主な内容)

歳入歳出予算に100,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ80,348,576千円とするもの

※ 最終日追加提案（26件）

・ 人事案件（26 件）

1 副市長の選任について同意を求める件

河村 幹治氏（1 期）の任期が令和 6 年 3 月 31 日で満了することに伴うもの

2 農業委員会の委員の任命について同意を求める件（19 件）

現在の農業委員会の委員の任期が令和 6 年 4 月 30 日で満了することに伴うもの

3 人権擁護委員の推薦について意見を求める件

向 富士子氏（4 期）が令和 5 年 11 月 30 日で辞職したことに伴うもの

4 人権擁護委員の推薦について意見を求める件

磯原 正浩氏（2 期）の任期が令和 6 年 6 月 30 日で満了することに伴うもの

5 人権擁護委員の推薦について意見を求める件

山崎 京子氏（2 期）の任期が令和 6 年 6 月 30 日で満了することに伴うもの

6 人権擁護委員の推薦について意見を求める件

老子 裕子氏（1 期）の任期が令和 6 年 6 月 30 日で満了することに伴うもの

7 人権擁護委員の推薦について意見を求める件

坂本 雅則氏（1 期）の任期が令和 6 年 6 月 30 日で満了することに伴うもの

8 人権擁護委員の推薦について意見を求める件

藤井 宣秀氏（1 期）の任期が令和 6 年 6 月 30 日で満了することに伴うもの